

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第18号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第64条中「第40条の12の2第2項」を「第40条の12の2第3項、条例第40条の12の3第2項」に、「第40条の12の3第8項（条例第40条の12の4第2項、）」を「第40条の12の4第8項（）」に、「及び条例第40条の12の6第2項」を「、条例第40条の12の6第2項及び条例第40条の12の7第2項」に改める。

第65条の2中「第40条の12の2第1項」を「第40条の12の3第1項」に改める。

第66条第1項中「又は」を「、条例第40条の12の3第1項又は」に改め、同条第3項中「第40条の12の2第2項」を「第40条の12の3第2項」に改め、「含む。」の次に「又は条例第40条の12の2第2項」を加える。

第66条の6第1項中「、条例第40条の12の3第1項」を削り、「又は条例」を「、条例」に、「の規定」を「又は条例第40条の12の7第1項の規定」に改め、同条第3項中「第40条の12の3第6項（条例第40条の12の4第2項、）」を「第40条の12の4第6項（）」に、「及び条例第40条の12の6第2項」を「、条例第40条の12の6第2項及び条例第40条の12の7第2項」に改める。

第66条の7第1項中「第40条の12の2第2項」を「第40条の12の2第3項、条例第40条の12の3第2項」に、「第40条の12の3第2項（条例第40条の12の4第2項、条例第40条の12の5第2項）」を「第40条の12の4第2項（条例第40条の12の5第2項、条例第40条の12の6第2項）」に、「第40条の12の6第2項」を「第40条の12の7第2項」に改め、同条第2項中「第40条の12の2第2項」を「第40条の12の2第3項、条例第40条の12の3第2項」に、「第40条の12の3第7項（条例第40条の12の4第2項、条例第40条の12の5第2項）」を「第40条の12の4第7項（条例第40条の12の5第2項、条例第40条の12の6第2項）」に、「第40条の12の6第2項」を「第40条の12の7第2項」に改め、同条第3項中「第40条の12の2第2項、条例第40条の12の3第3項、条例第40条の12の4第2項」を「第40条の12の2第3項、条例第40条の12の3第2項、条例第40条の12の4第3項」に、「及び」を「、条例第40条の12の7第2項及び」に改める。

様式第85号中「第40条の12の3第4項」を「第40条の12の4第4項」に改め、「第40条の12の4第2項、」を削り、「第40条の12の6第2項」の次に「、第40条の12の7第2項」を加え、

「

所在地番 (家屋番号)	地目又は構 造及び用途	地積又は 床面積	を
----------------	----------------	-------------	---

」

「

所在地番 (所在地及び家屋番号)	地目 (種類及び構造)	地積 (床面積)	に改め
---------------------	----------------	-------------	-----

」

る。

様式第86号中「第40条の12の2第1項」の次に「、第40条の12の3第1項」を加え、「第40条の12の2第2項」を「第40条の12の2

第3項、第40条の12の3第2項」に、「

所在地番	を
地目（種類）	」

」

「

所在地番 (所在地及び家屋番号)	に改める。
地目 (種類及び構造)	」

」

様式第88号中「第40条の12の2第1項」の次に「、第40条の12の

3第1項」を加え、「

所在地番	を
地目（種類）	」

」

「

所在地番 (所在地及び家屋番号)	に改める。
地目 (種類及び構造)	」

」

様式第88号の9中「第40条の12の3第1項」を「第40条の12の4第1項」に、「第40条の12の4第1項」を「第40条の12の5第1項」に、「第40条の12の5第1項」を「第40条の12の6第1項」に、「第40条の12の6第1項」を「第40条の12の7第1項」に、

「

所在地番 (家屋番号)	地目又は構 造及び用途	地積又は 床面積	を
----------------	----------------	-------------	---

」

「

所在地番 (所在地及び家屋番号)	地目 (種類及び構造)	地積 (床面積)	に改め
---------------------	----------------	-------------	-----

」

る。

住宅の用に供する土地
様式第90号の被収用不動産等の代替不動産用中
心身障害者の雇用に係る施設

「

住宅の用に供する土地 被収用不動産等の代替不動産 用	心身障害者の雇用に係る施設	を
----------------------------------	---------------	---

」

「

住宅の用に供する土地 耐震基準不適合既存住宅 被収用不動産等の代替不動産 用	心身障害者の雇用に係る施設	に、「第40条の12の2第
---	---------------	---------------

」

2項」を「第40条の12の2第3項、第40条の12の3第2項」に、

「

所在地番	を	「 <table border="1"><tr><td>所在地番 (所在地及び家屋番号)</td><td>地目 (種類及び構造)</td><td>に改め、同様式</td></tr></table> 」	所在地番 (所在地及び家屋番号)	地目 (種類及び構造)	に改め、同様式
所在地番 (所在地及び家屋番号)	地目 (種類及び構造)	に改め、同様式			
地目（種類）	」	」			

」

譲渡担保財産

建築施設の部分等
の農地等
換地

用中「第40条の12の3第2項」を「第40条の12
の4第2項」に改め、「第40条の12の4第2項、」を削り、「第40条
の12の6第2項」の次に「、第40条の12の7第2項」を加え、

「

所在地番 (家屋番号)	地目又は構 造及び用途	地積又は 床面積	を
----------------	----------------	-------------	---

」

「

所在地番 (所在地及び家屋番号)	地 目 (種類及び構造)	地 積 (床面積)	に改め
---------------------	--------------------	-----------------	-----

」

る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

税務課